

世界自然遺産小笠原諸島における外来種の侵入拡散防止

小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会母島部会長
筑波大学教授 吉田正人

世界遺産条約に基づいて、世界遺産リストに掲載された世界遺産のうち、島嶼にある世界自然遺産・複合遺産は40ほどある。2000年以前に登録されたものは、人が住んでいる島が多く、早くから外来種が持ち込まれ、固有の植物や動物に大きな影響を与えてきた。

小笠原諸島は、東京から南に1000kmに位置し、唯一の交通手段は船に限定されている。2011年6月に世界自然遺産に登録されたが、その登録基準は(ix)進行中の生態学的・生物学的プロセス（固有種の進化や適応放散）であるため、外来種の影響は世界遺産の顕著な普遍的価値に大きな影響を与える。とくに世界遺産登録の理由となった、陸産貝類は94%以上が小笠原諸島の固有種であり、島ごとに樹上や地表などの生息環境に適応放散を遂げてきた。

小笠原諸島の外来種には、人間が住み始めた幕末頃に持ち込まれたヤギ、ネコ、ネズミ、戦後の米軍統治時代に持ち込まれたグリーンアノール、それより新しい時代に侵入したニューギニアヤリガタリクウズムシなどの肉食性プラナリア、ツヤオオズアリなどの外来アリ類などがある。

小笠原諸島の外来生物対策は、意図的導入による家畜、植栽、天敵、ペットなどに由来するものと、非意図的導入によるもの（観光客、産業、公共事業によるもの）に大別することができる。このうち、意図的導入については環境省の外来生物法、小笠原村の愛玩動物の適正飼養と管理に関する条例（ペット条例）によって、駆除や対策が進みつつある。

一方、今後の外来種の課題は、非意図的導入によるものに移りつつある。観光客による非意図的導入に関しては、乗船時、下船時、重要地域入域時の衣類、靴底の洗浄、ペット条例などによって対策が進みつつある。産業（農業）による非意図的導入については、母島におけるマンゴーなどの土付き苗の温浴処理によって、外来土壌生物の非意図的侵入の防止が開始された。公共事業による非意図的導入については、事業を委託する官庁が個別に対処してきたが、東京都小笠原諸島公共事業環境配慮指針をモデルに統一した指針の作成、関係行政機関の連絡や定期的な訓練などが課題となっている。

最後に、2011年に世界自然遺産登録以降、小笠原諸島への外来種の侵入経路は、定期船のみならず、貨物船、宅急便、観光客船など多様化しており、定期的な外来種の侵入経路（パスウェイ）の点検と対策の見直しが必要となっている。